

聴聞開催の公示書

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年 2月 25日

愛知県公安委員会



記

1 聴聞の期日

令和8年 3月 5日 午前9時 00分

2 聴聞の場所

名古屋市中区三の丸二丁目1番1号

愛知県警察本部 本館1階 聴聞室

聴聞開催の公示書

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法104条の2の3第7項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年 2月 25日

愛知県公安委員会



記

1 聴聞の期日

令和8年 3月 5日 午前9時 00分

2 聴聞の場所

名古屋市中区三の丸二丁目1番1号

愛知県警察本部 本館1階 聴聞室